

◆盛岡市立総合プール

(1) 一般使用の場合の使用料

区分		一般		高等学校生徒		中学校生徒以下の者	
		旧料金	新料金	旧料金	新料金	旧料金	新料金
普通使用 (1回につき)		700	→ 1,050	400	→ 600	300	→ 450
回数使用	5回につき	2,800	→ 4,200	1,600	→ 2,400	1,200	→ 1,800
	10回につき	5,250	→ 7,870	3,000	→ 4,500	2,250	→ 3,370
	15回につき	7,350	→ 11,020	4,200	→ 6,300	3,150	→ 4,720
団体使用 (1人1回につき)		490	→ 730	280	→ 420	210	→ 310

備考 団体使用の使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

(2) 貸切使用の場合の使用料

区分		土曜日及び休日 (1時間までごとに)		平日 (1時間までごとに)	
		旧料金	新料金	旧料金	新料金
メインプール	全面を使用する場合	26,000	→ 39,000	20,000	→ 30,000
	2分の1を使用する場合	13,000	→ 19,500	10,000	→ 15,000
	50mのレーンを使用する場合 (1レーンにつき)	3,250	→ 4,870	2,500	→ 3,750
	25mのレーンを使用する場合 (1レーンにつき)	1,620	→ 2,430	1,250	→ 1,870
サブプール	全面を使用する場合	9,100	→ 13,650	7,000	→ 10,500
	25mのレーンを使用する場合 (1レーンにつき)	1,620	→ 2,430	1,250	→ 1,870
飛込プール		6500	→ 9750	5,000	→ 7,500
会議室		500	→ 750	500	→ 750
研修室		500	→ 750	500	→ 750

備考

- 1 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 貸切利用する者が入場料その他これに類する金銭を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表により算出した額の2倍に相当する額とする。

(3) 附属の設備の使用料

区分	金額	
	旧料金	新料金
放送設備一式 (1時間までごとに)	1,000	→ 1,500
電光表示設備一式 (1時間までごとに)	2,000	→ 3,000
競泳競技用設備一式 (1日につき)	5,000	→ 7,500
アーティスティックスイミング競技用設備一式 (1日につき)	1,000	→ 1,500
水球競技用設備一式 (1日につき)	3,000	→ 4,500
飛込競技用設備一式 (1日につき)	3,000	→ 4,500

◆盛岡市都南中央公園プール

(1) 一般使用の場合

区分	個人使用料		団体使用料	
	旧料金	新料金	旧料金	新料金
一般	300	→ 450	210	→ 310
高等学校生徒	200	→ 300	140	→ 210
中学校生徒以下の者	100	→ 150	70	→ 100

備考 団体使用の使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

(2) 貸切使用の場合

区分	旧料金	新料金
土曜日及び祝日	6,500	→ 9,750
平日	5,000	→ 7,500

備考 この表において「休日」とは、日曜日及び祝日法による休日をいう。